



K P M G N e w s l e t t e r

# KPMG Insight

Vol.

45

November  
2020

経営 Topic ④

ニューノーマル時代に向けたAML / CFT態勢の変革

[home.kpmg/jp/kpmg-insight](https://home.kpmg/jp/kpmg-insight)



# ニューノーマル時代に向けたAML/CFT態勢の変革

有限責任 あずさ監査法人

金融アドバイザリー部

AML・CFTアドバイザリー室

ディレクター 味田 修一郎

コロナ禍を契機とした人々の行動の変化は、金融機関などの事業者のビジネスにも大きな変化とメリットをもたらす可能性があります。一方で、既に第三者による不正利用等の事案が発生していることからわかるように、この変化はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（Anti-Money Laundering/Combating Financing of Terrorism、以下「AML/CFT」という）など、金融犯罪対策上の課題・脆弱性も惹起します。

本稿では、個別の不正事案で指摘されるセキュリティなどの対策手法ではなく、その前提となるAML/CFTの観点から見た従来とは異なる2つの課題、取引プロファイルの変化と多様化、そして決済プロセスの分断と取引情報の断片化からもたらされるAML/CFT態勢の脆弱性に焦点を当てます。そして、具体的な対応例も交えながら、それら脆弱性を克服するための方向性について、ニューノーマル時代に必要なAML/CFT態勢の変革として解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



味田 修一郎

みた しゅういちろう

## 【ポイント】

- ニューノーマル時代の顧客行動の変化やさまざまなサービスにより、AML/CFTにおける新たな課題と、それに起因する脆弱性が惹起される。
- 「取引プロファイルの変化と多様化」においては、顧客行動の変化により「通常とは異なる取引」の識別が困難になるなどの脆弱性が想定される。
- 「決済プロセスの分断と取引情報の断片化」においては、サービスの提供者が複数にまたがることにより、「取引主体の同一性」と「不審な取引」が分かりにくくなるなどの脆弱性が想定される。
- これらの脆弱性に対応するためには、事業者自身のAML/CFT態勢のデータ・ドリブンへの変革と、官民の連携や業界団体での知見の共有、そして外部専門家との連携が重要である。

# I. コロナ禍を契機とした顧客行動の変化と課題

## 1. ニューノーマル～勤務形態の多様化と非対面取引等の拡大の加速

コロナ禍を契機として在宅勤務や時差出勤などの勤務形態の多様化が進み、また人との接触を避けるためにオンライン取引など非対面のサービス、キャッシュレスの利用が拡大しています。

非対面取引やキャッシュレスについては、金融機関など事業者側にとって業務効率化やデータを活用したマーケティング活動等のメリットもあり、従来からさまざまなサービスが開発・提供されてきましたが、今回は勤務形態の変化等も相まって、顧客の側にもこれらのサービスを利用する強い動機があることから、今までとは異なる次元でサービスの利用が拡大することが想定されます。

## 2. 個々の顧客のニーズや嗜好に合わせたサービス提供の拡大

これらのデジタル化された取引（チャネル）の拡大は、金融機関の店頭などでの営業施策に沿った売り方ではなく、個々の顧客ごとの取引履歴のみならず、ウェブの閲覧履歴等も含めた顧客の行動データ（digital footprints）に基づき、AI等の利用によって潜在的なニーズや嗜好に合わせたサービスの提案を可能にし、顧客に今までとは異なる購買行動を促すことが期待されます。

## 3. AML/CFTの観点からの問題点

このような変化は、AML/CFTの観点からは、特に「疑わしい取引」に関し、大きく分けて以下2つの問題（脆弱性）をもたらすと考えられます。

### (1) 取引プロファイルの変化と多様化

デジタル化された取引の拡大は、個々の顧客に即したマーケティングの有効性を高める一方で、AML/CFTの観点からは、顧客行動が想定外に変化し、多様化することにより類型化が難しくなり、今までの類型化された（また固定観念化された）顧客行動をもとに行っている「通常とは異なる取引」の識別が困難になると考えられます。

### (2) 決済プロセスの分断と取引情報の断片化

キャッシュレスやオンラインの決済サービスの拡大は、顧客の生活シーン等に合わせた決済の利便性を高める一方で、複数の事業者が関係する決済が増加することによって、事業者間での取引主

体の同一性確認が必要になり、また決済の背景にある個々の取引の原資や目的などの情報を把握することによる「不審な取引」の判断も、一層難しくなると考えられます。

# II. 求められるリスクベース・アプローチの深化

## 1. リスクベース・アプローチの深化

金融庁の「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、事業者自らが直面するリスクの特定にあたり「対応が求められる事項」に、「包括的かつ具体的な検証」として、「国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること」が挙げられています。

単に国の評価等の外部の情報だけで、いわば形式的にリスクを特定・評価するのではなく、自らの具体的なリスクデータ等（たとえば、自社における疑わしい取引と提供するサービスや顧客類型等との相関性のデータなど）も踏まえてリスクを特定・評価し、リスクベース・アプローチを深化させる必要があります。

## 2. 「取引プロファイルの変化と多様化」・「決済プロセスの分断と取引情報の断片化」への対応の方向性

これらの問題は、従来の取組みによるリスク事象の発現の予測を困難にし、脆弱性をもたらす可能性があります。

しかし、非対面取引やキャッシュレスに制約を設けることは、顧客の利便性を損ねることに繋がりかねず、現実的な解とはなりません。この流れをニューノーマルと受けとめて、リスクの特定・評価をタイムリーに行うなど、リスクの変化や多様化に対応できるようにするとともに、リスク事象をいち早く捉えられるよう、取引モニタリングを高度化するための態勢変革を行うことが重要と考えられます。

# III. 予測困難な時代に適応するAML/CFT態勢の変革

## 1. 取引モニタリング～取引プロファイルの多様化と変化への対応

### (1) 取引モニタリングの仕組みと課題

現在使われている取引モニタリングシステムの主要な検知手法は、「シナリオ」によるものです。

検知のためのシナリオは、たとえば、「消費性個人（＝取引の主体）が、1週間（＝対象期間）に、20回以上（＝取引頻度）の仕向送金（＝モニタリング対象のサービス）により、合計で10百万円（＝取引金額）超の取引を行う」のように、取引の主体とモニタリング対象サービス、そしてパラメーターとその値（＝閾値）で表されます。

この例は、一般的な消費性個人（給与所得者等）が、短期間に多頻度で多額の送金をするのは不自然であるという、いわば属性に起因する予見に基づくシナリオに沿って、疑わしい取引の候補を抽出するものです。

しかし、属性が同じであっても、取引プロファイル（取引の金額や頻度などの傾向）は必ずしも同じではありません。それにもかかわらず、上記のように一律に同じパラメーターと閾値が適用されるため、かなり大雑把なモニタリングになってしまいます。閾値の調整では適切なモニタリングができず、閾値を下げて誤検知による大量のアラートが出て処理に困る、あるいは閾値を上げて検知すべきものを漏らしてしまうことがあります。

特に、取引プロファイルが多様化し、また変化する時代においては、このような問題が顕著になります。

## （2）変化の時代の検知ロジックの改善アプローチ

上記の問題へ対応するためには、同じパラメーターや閾値を適用すべき顧客がどのような顧客かを特定することが有効です。

具体的には、顧客の属性や取引の全社データを分析し、取引プロファイルが似通った顧客を抽出します（＝ピアグループ分析）。これらの顧客をグルーピングして、シナリオの取引主体とし（＝顧客セグメンテーション）、またその取引主体のグループごとにパラメーター・閾値を設定することで、誤検知を減らし、顧客ごとの取引プロファイルに即して疑わしい取引の候補を抽出することができますと考えられます。

近年では、機械学習等の技術を使用して、より機動的に顧客セグメンテーションの見直しを行う取組みも欧米で行われています。従来の予見に基づく検知ロジックから、データに基づく検知ロジックに変え、データの変化（顧客の取引傾向の変化）に基づき適切にロジックを見直していく態勢にする必要があると思われます。

なお、欧米の有力なベンダーの取引モニタリングシステムには、個々の顧客の口座について、その過去の取引傾向や上記の取引プロファイルが似通った顧客の取引傾向と比較するなどして、統計的に異常な取引を抽出する「プロファイリング」の機能を有するものがあり、国内でも一部の先進的な金融機関が「シナリオ」検知機能などと併せて活用しています。「プロファイリング」検知機能は、シナリオに比して機動性に欠ける面もありますが、「シナリオ」よりも個々の顧客の取引プロファイルに即した異常値を検出できるため、事業者の規模やビジネスによっては有効と思われる。

## 2. 顧客のリスク管理～決済プロセスの分断と取引情報の断片化への対応

### （1）決済プロセスの分断と取引情報の断片化

冒頭（1.3.（2））で述べたように、銀行や資金移動業者など複数の事業者が関係するキャッシュレス決済の広がりや、一連の取引の流れを個々の事業者が把握することを困難にし、疑わしい取引の判断を難しくします。

たとえば、銀行の預金口座に給与が勤務先から振り込まれ、各種の支払先に直接振込や口座振替で支払を行っているケースでは、銀行は資金の源泉から資金の使途・頻度・金額まで把握したうえで、取引に不審点がないかどうかを判断できます。

一方で、銀行口座に、給与が勤務先から振り込まれ、そのお金を他の事業者のキャッシュレス口座に振り替えて、キャッシュレス口座から各種の支払先に支払うケースでは、銀行にとっては顧客の一連の支払プロセスの途中までしか把握できず（決済プロセスの分断）、最終的な支払先や実際の支払金額・頻度までは分からないため（取引情報の断片化）、取引に不審点がないかどうかを判断しにくくなり（キャッシュレス事業者も資金の源泉に関する情報がなく、支払情報だけで判断することになります）、上記のケースに比べてマネー・ローダリング等に対する脆弱性が高まると考えられます。

### （2）断片化した取引情報のもとでの顧客のリスク管理

前者の例では、銀行で一連の取引の把握ができるため、①継続的顧客管理による顧客からの情報取得と顧客リスク評価、②実際の取引傾向が①で取得した情報と整合的かどうかを判断、という2つのプロセスが、顧客のリスク管理の中核となります。

一方後者の例では、顧客のリスク管理を銀行とキャッシュレス事業者の双方が行い、①継続的顧客管理の強化による顧客からの情報取得と顧客リスク評価、②銀行から見たキャッシュレス事業者（あるいはその逆）の態勢の評価・管理、③実際の取引傾向に基づくリスク判断、の3つのプロセスを経て、総合的に判断することが中核になると考えられます。

大きく異なるのは、銀行とキャッシュレス事業者の双方がリスク管理の主体になること、そのため相互に態勢をチェックする必要があること、そして顧客のリスク評価と実取引の傾向との整合性が判断しづらいために、実際の取引傾向のリスク判断を、原資や使途とは別に独立して行う必要性が高まることです。

特に、後者の③実際の取引傾向に基づくリスク判断は、従来の人による判断を難しくします。そのため、リスク判断の精度を高めるために、断片化した取引情報に、今までAML/CFTで利用していなかったさまざまな情報（データ）を加えるなどして、蓄積した疑わしい取引に関するデータ等と比較して相関を分析し、不審な取引の兆



候を検出するモデルを作成し、リスク判断の参考として使用するなど、顧客のアクティビティをデータ分析することが考えられます。

### 3. ニューノーマル時代に向けたAML/CFT 態勢の 変革の方向性

#### (1) ニューノーマル時代に向けた態勢の変革の推進

本稿では、ニューノーマル時代においてもたらされるであろうAML/CFTの課題等について、筆者の長年の知見をもとに、取引モニタリングや顧客のリスク管理を題材にし、態勢の変革について具体的に説明してきました。

ニューノーマル時代では、今まで以上に金融取引がデジタル化され、顧客の行動は多様化・変化し、またさまざまな事業者が取引に参加することにより、資金フローなども複雑化すると思われる。このような時代においては、従来のように人手に頼ってAML/CFTのリスク管理を行うことは難しくなり、マーケティングと同様に、データをいかに活用して効果的かつ効率的にリスク管理を行うかということが重要になると考えられます。つまり、「データ・ドリブン」態勢が求められていくのです。

AML/CFTは規制上もリスクベース・アプローチをリスク管理の基本としており、データ・ドリブン態勢とは高い親和性をもっています。またリスク管理の効果にとどまらず、人手による運用コストを引き下げることが期待できます。

態勢を変革するうえで、データあるいはデータベースの管理の課題も出てくると思いますが、従来のAML/CFT目的以外のさまざまなデータの分析も重要になることを考えれば、少なくとも最終的には全社的なデータ管理態勢を構築することが必要です。分析を担う人材の育成も課題となりますが、事業者の規模等によっては、外部の専門家に随時あるいは定期的に分析を委託することも選択肢となります。

なお、データ・ドリブン態勢では、取引モニタリングで説明したように機動的に検知ロジックを見直すことなどから、AMLシステムの有効性の確保など、態勢に対するガバナンスの枠組みも一層重要になることも申し添えます。

#### (2) 外部との協力関係について

PPP (Public Private Partnership) によるリスクの知見やリスク事象に対する官民の連携、また業界団体での知見の共有、そして現在ACAMSで準備しているChapterのような専門家によるプラクティスの共有などは、変化の時代に対応して、自らの態勢の変革の適切性を確保するにあたって極めて重要です。これらにしっかりと取り組んでいくことが必要であると考えられます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
金融アドバイザー部 AML・CFTアドバイザー室  
ディレクター  
味田 修一郎  
TEL:03-3548-5125 (代表電話)  
shuichiro.mita@jp.kpmg.com

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.